

申請に対する処分

処分名	準要保護児童生徒援助費の支給
根拠法令	要保護及び準要保護援助費補助金支給要綱(文部科学省)
所管課	教育委員会 総務課

1 審査基準

申請を行うことができる者

奄美市内の小中学校に通学する児童生徒の保護者

申請の方法

教育委員会の定める就学援助給与認定申請書に次の書類を添付して学校を通じて提出する。

税務課発行の当該年度の市民税の課税証明書。ただし、奄美市外から転入した児童生徒の保護者が申請する場合は前住所地の自治体の発行する課税証明書

許認可(支給)の要件

次のいずれかに該当する世帯

ア 当該年度の市民税が非課税又は所得割が非課税の世帯

イ 前年度又は本年度に生活保護を廃止され生活が困窮している世帯

ウ 前年度又は本年度に台風・火災・その他の災害を受け市税の減免を受けている世帯

エ 前年度又は本年度に保護者の死亡又は長期入院等により収入が著しく減少した世帯

オ その他特別な理由

2 標準処理時間

年度当初の申請の場合 90日(市民税課税が6月に確定するため)6月以降の年度途中の申請の場合 30日